

令和2年度 地域経済循環型住宅リフォーム支援事業

住宅リフォームをお考えの皆様へ



小田原市内の施工業者で **工事費 20万円以上**
自宅のリフォームを行った市民に、
地場産品等(7万円分)を進呈 します



対象要件

- ・市内在住で住民登録を行っていること
- ・リフォームする住宅の所有者であって、当該住宅に居住していること
- ・市税等の滞納がないこと
- ・工事費が20万円以上(税抜き)のリフォームをこれから行うこと
- ・交付決定通知書を受け取ってから、**令和3年1月31日**までにリフォーム工事を施工し、住宅リフォーム完了報告書を提出できること
- ・市内施工業者に住宅リフォームを発注すること

※市内施工業者とは、住宅の建築又はリフォームを業とする市内に所在地を有する法人又は個人をいう。ただし、見積書及び領収書を市内の所在地で発行できるものに限る。

支援内容

- ・商品カタログギフトにより、地場産品と食事券の組み合わせで7万円相当分を進呈。

募集件数

・**40**件

申請期間・申請先

- ・9月10日(木)~12月25日(金) (土・日・祝日除く) 午前8時30分~午後5時15分
- ・小田原市役所4階産業政策課

※先着順となり、書類内容を確認する必要がありますので、窓口へ直接お持ちください。
(代理の方でも可能です。)



①申請（期間：9月10日(木)～12月25日(金)）

次の提出書類を小田原市産業政策課窓口に、直接お持ちください。（郵送不可）

- 地域経済循環型住宅リフォーム支援事業申請書
（市ホームページ又は産業政策課で取得可）
- リフォーム内容が確認できる見積書
（施工業者名、所在地、電話番号の記載、捺印のあるもの）
- 撮影日入り現況写真（住宅全体とリフォーム部分）
- 建築基準法による確認申請書（写）※工事に必要な場合のみ
※来庁の際は、印鑑（シャチハタ不可）をお持ちください。

②交付の決定

申請書類の審査後、市から「交付決定通知書」、「住宅リフォーム完了報告書」、「事業アンケート」を送付します。

③工事着手

交付決定通知書が到着後に、住宅リフォームの工事に着手してください。

- ※到着前に着手した工事については、支援を受けることはできません。
- ※工事を中止する場合は、速やかに産業政策課まで報告してください。

④完了報告（令和3年1月31日まで）

住宅リフォーム完了後に、次の提出書類を小田原市産業政策課窓口に提出してください。

- 住宅リフォーム完了報告書
- 住宅のリフォームに係る領収書及び明細書の写し
- 住宅のリフォームを行った部分の施工後の写真（撮影日入り）
- 建築基準法に規定する検査済証（写）※工事に必要であった場合のみ
- 事業アンケート
- 住民票
- 完納証明書
- 住宅の所有が分かる書類（登記簿謄本等）

⑤カタログ申込

完了報告書類を審査後、市から「交付確定通知書」、「カタログ申込書」、「商品カタログ」を送付します。「カタログ申込書」で「商品カタログ」掲載の地場産品等を申請してください。商品は各店舗から、食事券は市から発送します。



○ 対象工事例

- 1 既存住宅の増築、改築又は減築工事
- 2 浴室、キッチン、洗面所、トイレのリフォーム（温水洗浄便座のみの設置は不可）
- 3 給排水衛生設備工事
- 4 給湯設備工事
- 5 電気設備工事
- 6 ガス設備工事
※3～6は、(増築、改築、減築工事又はその他のリフォームによる撤去、移設、修理、取替又は新設であること)
- 7 換気設備工事
(増築、改築、減築工事又はその他のリフォームによる撤去、移設、修理、取替又は新設。エアコン等は除く。)
- 8 オール電化住宅工事（工事の必要のないIHクッキングヒーター等の設置は不可）
- 9 屋根の葺き替え、塗装工事又は防水工事
- 10 外壁の張替え、塗装工事（軒天井、破風板及び鼻かくしも可能）
- 11 床材の張替え
- 12 床、壁、窓、天井及び屋根の断熱改修工事
- 13 窓ガラス・窓サッシ等の改良
- 14 間取りの変更
- 15 襖紙及び障子紙の張替えや畳の張替え（表替え及び裏返しも可能）
- 16 建物と一体のウッドデッキの設置



× 対象外工事例

- 1 車庫、物置、倉庫等の工事
- 2 店舗、工場及び事務所のリフォーム
- 3 門扉、ブロック塀及びエントランス舗装等の外構工事
- 4 植樹及び剪定等の植栽工事
- 5 下水道及び合併処理浄化槽工事
- 6 雨水浸透ます及び雨水タンク設備の設置工事
- 7 太陽光発電の設置工事
- 8 ガスコンロ、食器洗浄機、オーブンレンジ等の取替や設置工事
(ビルトインタイプも不可)
- 9 エアコン、照明器具等電化製品、ガス・石油暖房器具等の購入・設置
(風呂の暖房や天井埋め込み型照明器具等も不可)
- 10 新築、全面改築、別棟増築、移築工事
- 11 庭園、造園、修景施設の外構工事
- 12 解体工事



問い合わせ先

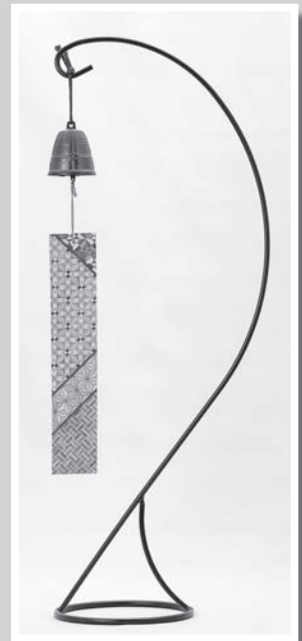
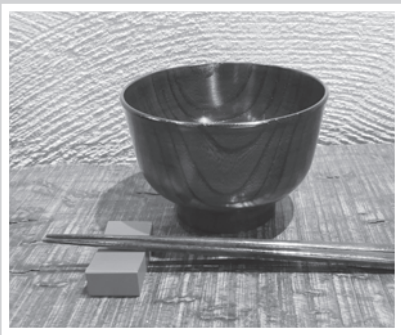
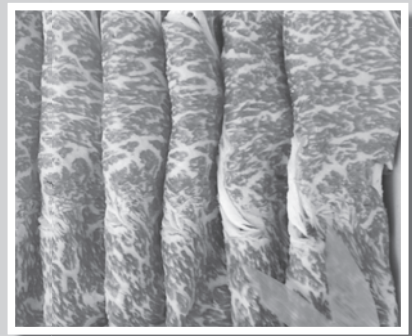
〒250-8555 小田原市荻窪300番地

小田原市産業政策課産業政策係(市役所4階) 電話番号 0465-33-1555

商品カタログにより、

7万円 相当分の商品を進呈します！

(一部紹介)



お食事券 取扱店舗

- * 澤亭 * Brasserie sawa * わらべ菜魚洞 * すしや万采
- * 右京 * 海鮮茶屋 魚國 * 千世倭樓 * 鳥かつ楼
- * 一夜城 Yoroizuka Farm * 中華料理 森羅 * グリル木の实